2026年11月12日

各　　位

会 社 名　株式会社ファインデックス
代表者名　代表取締役社長　相原　輝夫
（コード番号：3649　東証プライム）
問合せ先　取締役　ＣＦＯ　矢澤　隆弘
（TEL．03-6271-8958）

株式給付信託（J-ESOP）に係る追加拠出に伴う自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といいます。）に係る追加拠出に伴い、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1．処分の概要

（1）　処分期日	2026年11月27日
（2）　処分する株式の種類及び数	普通株式410,900株
（3）　処分価額	１株につき金858円
（4）　処分総額	352,552,200円
（5）　処分予定先	株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）
（6）　その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出いたします。

（注）処分予定先である株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行）とする信託契約（以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づいて設定されている信託を「本信託」といいます。）を締結することによって設定されている信託口であります。なお、本自己株式処分は、本制度に基づいて当社の従業員への給付を行うために行われるものであり、当社に対する役務提供の対価として当社の従業員に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

2．処分の目的及び理由

当社は、2015年10月29日開催の取締役会の決議に基づき、本制度を導入しております。（本制度の概要につきましては、2015年10月29日付「株式給付信託（J-ESOP）の導入に関するお知らせ」をご参照下さい。）

今般、当社は、本制度の継続に当たり、将来の給付に必要と見込まれる株式を本信託が取得するため、

本信託に対する金銭の追加拠出（以下「追加信託」といいます。）を行うこと、並びに本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため、本信託の信託受託者から再信託を受けた再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）に対し、自己株式を処分すること（本自己株式処分）を決定いたしました。

処分数量については、「株式給付規程」に基づき信託期間中に当社の従業員に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（2025 年 12 月末日で終了した事業年度から 2029 年 12 月末日で終了する事業年度までの 5 事業年度分）であり、2026 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数 26,608,800 株に対し 1.54%（2026 年 6 月 30 日現在の総議決権個数 245,453 個に対する割合 1.67%（いずれも小数点第 3 位を四捨五入））となりますところ、2015 年 10 月 29 日付「株式給付信託（J-ESOP）の導入に関するお知らせ」に記載の本制度の目的に照らして、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

※追加信託の概要

追加信託日	2026 年 11 月 27 日
追加信託金額	352,552,200 円
取得する株式の種類	当社普通株式
取得株式数	410,900 株
株式の取得日	2026 年 11 月 27 日
株式取得方法	当社の自己株式処分（本自己株式処分）を引き受ける方法により取得

3．処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値 858 円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

以　上